お 客 様 各 位

見舞金のご請求に必要な書類

このたびの事故につきましては心からお見舞申し上げます。
見舞金のご請求に必要な書類は下記のとおりとなりますので、必要書類をご作成、お取り寄せのうえご請求いただきますようお願い申し上げます。
なお、下記以外の書類の提出をお願いする場合もございますので、あらかじめご了承ください。

請求種別 / 必要書類	死　亡	重度後遺障害	入　院	通　院	フロントガラス損壊	備　　考
見舞金請求書	◎	◎	◎	◎	◎	見舞金の請求人（受取人）がご記入のうえ押印ください。
事故状況報告書	◎	◎	◎	◎		事故の日時、場所、事故原因及び状況等をご記入ください。
交通事故証明書	○	○	○	○		自動車安全運転センターが発行する証明書ご提出ください。（コピー可）
プレゼント証	★	★	★	★	★	原本をご提出ください。 なお、お客様が紛失の場合は、整備事業場にお申し出ください。
戸（除）籍謄本	○					受取人との関係が確認できる謄本をご提出ください。（コピー可）
点検・整備等を実施した事実を確認できる書類	○	○	○	○	○	点検整備記録簿・領収書等をご提出ください。（コピー可）
診断書			○	○		（コピー可）
後遺障害診断書		○				
死亡診断書または死体検案書	○					
事故状況報告書（フロントガラス損壊見舞金用）					◎	事故の日時、場所、原因状況等をご記入ください。
写真（当該自動車）					○	フロントガラスを取り外した状態で、かつ登録番号の確認が1枚でできる状態の写真を上段の事故報告書に貼付してご提出ください。（白黒不可）

※ ◎は、所定の用紙をご使用ください。なお★は原本をご提出ください。

※死亡見舞金の受取人は労基法施行規則第42条～45条に定める遺族補償の順位となります。
（配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹の順）

※フロントガラス損壊見舞金の受取人は、プレゼント証に記載した使用者となります。